

## 保育に関する規制改革会議の見解

2013年5月2日  
規制改革会議

規制改革会議は、子ども・子育て支援新制度の施行を待つことなく、この2年間に待機児童ゼロを目指にあらゆる取組みを行うことを主張してきた。このたび「待機児童解消加速化プラン」が策定され、この2年間を「緊急集中取組期間」として、約20万人分の保育が集中整備される方針が示されたことを評価したい。下記の事項を含むあらゆる措置を講じ、待機児童の解消を目指すべきである

\*20万人分…現在の待機児童数は2.5万人（平成24年4月）だが、潜在的なニーズを勘案し、保育需要40万人（2017年度の推計）の半分を2年間で整備するとされている

下記の規制改革事項のうち、●は厚生労働省と合意済みのもの（矢印は今後の運用を注視するポイント）、○は今後の課題である

### 1. 株式会社・NPO法人の参入を拡大させる

認可保育所を経営する法人の経営形態を自治体の裁量によって制限することなく、社会福祉法人、株式会社、NPO法人がそれぞれ保育サービスの質を高め合い、どのような組織形態であれ良質な保育サービスが提供されるようにすべきである

●保育所の設置主体については、2000年の規制緩和によって制限が撤廃されている。さらに、子ども・子育て支援新制度への移行により、設置主体が株式会社等であることを理由に自治体の裁量で認可しないといった取扱いは許されなくなることが明文化される。経営形態にかかわらず、公平・公正な認可制度の運用がなされるよう、厚生労働省は都道府県に通知する。併せて、当該通知の趣旨が市区町村に周知徹底されるよう、都道府県に通知する

- 厚生労働省は、通知が出された後の株式会社の参入状況について調査を行い、情報を公表すべきである
- 「加速化プラン」によって賃貸方式の施設整備に支援がなされ、株式会社等による施設経営が容易になることを評価する。さらに「安

「心こども基金」に基づく補助金が多様な主体による保育サービスの提供に資するようにすべきである

## 2. 利用者のニーズに応え、保育サービスを拡充させる

自治体が単独施策で進めている認可外保育施設(認証保育所や横浜保育室)が、認可保育所の基準は下回るもの高い利用者満足を得て、大きな役割を果たしている現実に鑑み、その支援を拡充すべきである

### ●5 年間で認可保育所への移行をめざす認可外保育施設は、改修費や運営費等の支援対象とする

- 補助対象となる基準があまりに厳格で、実質的に機能しないことがないよう、今後注視していきたい
- 現在、自治体認証の保育施設で行われている長時間開所や0歳児保育が認可保育所に移行しても確保されるよう、第三者評価による情報開示（後述）を充実させるべきである
- 「児童福祉施設最低基準」を上回って配置基準や施設基準を設定する自治体について、上乗せ自体は望ましいにせよ、待機児童が多い場合は、保育の質を維持しつつ量の確保も重視すべきと考える。厚生労働省は自治体の取組の状況について公表すべきである
- 親の就業形態、就業の有無にかかわらず、必要に応じて保育サービスを利用可能としていくべきである。多様な経営形態を増やすと同時に、今後の課題として、保護者が多様な保育サービスを直接選べるようにすべきである
- 認可外保育施設の保育料は認可保育所より高いことが多く、認可保育所に子どもを預けられない場合、経済的にも大きな負担を背負うことになる。厚生労働省は、保育料負担の格差是正を図る自治体の取組を支援すべきである

## 3. 保育の質の評価を飛躍的に拡充させる

保育所に対する第三者評価の実施率(2011年度実績 3.52%)はあまりに低い。また、保育の質は、保育士配置や面積など数値による外形基準のみならず、ひとりひとりの子どもを大切に育んでいるかという保育の姿勢や保育の内容、利用者(子どもと保護者)のニーズの充足度などの視点にもより重点が置かれるべきである

- 第三者評価の実施率目標を定めて質の評価を拡充させる。そのために厚生労働省は、2013年度中に評価機関と評価者の質の向上を図り、新制度への移行に合わせて受審率目標を策定する。また、受審のコスト負担のあり方について、新制度施行までに結論を得る
- 今後の課題として、事後的な質の評価の充実にあわせて、認可・認可外全体の利用者の充足度に関する評価や予算上の制約等を勘案し、合理的な最低基準が設定されるようそのありかたを常に見直すべきである

#### 4. 保育士数を緊急に拡大させる

都市部での保育士不足を少しでも緩和する観点から、保育士の資格取得について改善策を講ずべきである

- 保育士試験において、合格科目の免除期間を3年間から5年程度に延ばすことについて、2013年度中に結論を得る
- 保育士登録の申請から登録証交付まで、現在約2か月を要するが、緊急性に鑑み、その迅速化について、2013年度中に結論を得る
- 保育士試験の回数を現行の年1回から年2回にすべきである。これに伴い試験実施経費が上昇し、試験料（12700円）が上昇することが問題点とされているが、保育士不足の緊急性に鑑み、この5年間だけでも財政措置で試験料を据え置き、回数を増やすべきである。この点について、7月末までに厚生労働省に結論を求める

#### 5. 社会福祉法人の経営実態が分かりやすくなるよう、経営情報を公開する

保育の質を確保するためにも、また公費投入の妥当性を判断するためにも、社会福祉法人の経営の透明性向上は必須である。認可基準上、業務・財務に関する情報は自主公表とされているが、経営の透明性を高めるために、社会福祉法人の経営情報を公表するとともに、その内容を分かりやすく改善すべきである

- 2012年度の財務諸表の公開について、厚生労働省は本日から2週間以内に結論を出す
- すべての社会福祉法人について、財務諸表の公表を行うこととし、公表がより効果的に行われるための具体的な方策について、2013年度中に結

## 論を得る

### 6. 事業所内保育施設の設置を容易にする

「加速化プラン」において、事業所内保育施設への支援が充実されることを評価する。多くの事業所で保育施設が整備されるよう、事業所の実態に適合した制度の運用をおこなうべきである

- 事業所で保育施設を整備する際に、避難用の屋外階段設置（保育室が4階以上の場合）が阻害要因となる場合が少くない。同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲や代替手段について、2013年度中に結論を得る

保育サービスの整備は、各自治体の自主性を尊重しつつ、政府・都道府県・市区町村がそれぞれの役割を果たしているが、三者の連携には課題が少なくない。例えば、政府による市区町村の保育行政の実態把握はいまだ不十分である。今後、保育に関する政策の実効性を高めるために、政府・都道府県・市区町村が戦略と情報を共有し、三者一体で連携を進めていただきたい

以上